

愛知県版 申請・審査チェックリスト

木造 2階建 住宅(杣組壁工法)

-構造規定・意匠規定・省エネ（仕様基準）-

編集 愛知県建築局建築指導課

問合せ先 愛知県建築局建築指導課
構造審査グループ（構造規定）
確認第一グループ（意匠規定）
建築環境グループ（省エネ仕様基準）

はじめに

これまで、一定規模以下の建築物で建築士が設計・工事監理を行った場合には建築確認・検査において構造規定などの一部の審査・検査が省略される特例制度（いわゆる「四号特例」）が設けられていました。

しかし、令和7年4月1日以降に着手する建築物において、特例制度の対象が平家建てかつ延べ面積200㎡以下に縮小され、木造2階建の住宅等は、設計者が確認の申請書に添付する明示すべき事項（構造規定及び意匠規定（必要に応じて省エネ基準））が明示された図書を作成しなければなりません。

これに伴い、確認の申請書の作成時間や審査時間の増加が予想されることから、愛知県建築局建築指導課では、設計者及び審査者の負担軽減を目的として、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅(枠組壁工法)等の確認申請・マニュアル（以下、マニュアル）」に掲載されているチェックリストを抜粋した「愛知県版 申請・審査チェックリスト 木造2階建住宅(枠組壁工法)」(本紙)を作成しました。これらを活用することで、「設計者における確認の申請書の作成」及び「特定行政庁及び指定確認検査機関における審査」のそれぞれの負担軽減が図られ、円滑な手続きが行われることが考えられます。

「愛知県版 申請・審査チェックリスト 木造2階建住宅(枠組壁工法)」の使用にあたって

- ① 明示すべき事項又は記載項目が当該図書に明示又は記載されていることを確認し、チェック欄にチェックマークを記入してください。
- ② チェックされた「チェックリスト」を特定行政庁及び指定確認検査機関に提出していただくと審査が円滑に行われます。
- ③ 建築基準法の改正内容については、国土交通省のマニュアルの精読及び説明動画の視聴をお薦めします。
- ④ <https://www.mlit.go.jp/common/001855615.pdf> 令和6年度 設計等実務講習会 確認申請・審査マニュアル 改正建築物省エネ法オンライン講座 (shoenehou-online.jp)
- ⑤ 省エネ基準を仕様基準とする場合、国土交通省の「省エネ技術基準解説テキスト」の精読及び説明動画の視聴をお薦めします。
- ⑥ [省エネ技術解説テキスト-1.indd \(mlit.go.jp\)](#) 令和6年度 設計等実務講習会 省エネ技術解説テキスト |改正建築物省エネ法オンライン講座 (shoenehou-online.jp)
- ⑦ 以下の表は、法令名及びその略称を示します

法令名	略称
建築基準法	法
建築基準法施行令	令
建築基準法施行規則	規則
平成13年10月15日国土交通省告示第1540号	告示
愛知県建築基準法施行細則	細則
愛知県建築基準条例	条例

「愛知県版 申請・審査チェックリスト 木造2階建住宅(枠組壁工法)」の使用における注意事項

- ① 本書はマニュアルをもとに作成した例示等であり、すべての建築基準関係規定への適合性を保証するものではありません。
- ② 規則第1条の3第6項より、本書は添付図書の合理化により仕様表等にまとめる対応としております。(マニュアル2章-5)
- ③ 太字・アンダーラインで示した事項は、マニュアルのチェックリストに記載のない事項若しくはマニュアルのチェックリストの記載を具体化した事項となります。

標準図等について

- ① 木造工事標準図及び枠組壁工法工事標準図を添付し、当該図面に明示すべき事項を記載することを推奨します。
(明示すべき事項の欄の下線部は、木造工事標準図及び枠組壁工法工事標準図等を添付することにより該当規定が適合と判断できます。)

※一般社団法人東京都建築士事務所協会又は公益財団法人日本住宅・木材技術センター等において木造工事標準図等を購入することができます。



(一社)東京都建築士事務所協会



(公財)日本住宅・木材技術センター

構造規定・意匠規定

図面名	根拠条文	明示すべき事項
仕様表	構造部材の耐久性 (令第 37 条)	☐ 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置
	基礎及び支持地盤 (令第 38 条第 3 項)	☐ 地盤調査結果の検証による支持地盤の種別及び位置
		☐ 基礎の種類
		☐ 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
		☐ 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
		☐ 木ぐい及び常水面の位置
	屋根ふき材等 (令第 39 条)	☐ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法
	建築材料の品質 (法第 37 条)	☐ 建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分である建築物の部分（令第 144 条の 3 に規定する部分）に使用する指定建築材料の種別
		☐ 指定建築材料を使用する部分
		☐ 使用する指定建築材料の品質が適合する JIS 又は JAS 及び当該規格に適合することを証する事項
	補強コンクリートブロック造の塀 (法第 20 条 令第 62 条の 8)	☐ 塀の寸法、構造方法（控壁の構造方法含む）、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
		☐ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
	法第 22 条区域内の建築物の屋根 (法第 22 条)	☐ 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
	法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 23 条)	☐ 主要構造部（外壁及び軒裏）の材料の種別
	シックハウス等対策 (法第 28 条の 2)	☐ 内装の仕上げに使用する建築材料の種別
		☐ 換気設備の構造
		☐ 天井裏等の種別
	昇降機以外の建築設備 (法第 36 条 令第 129 条の 2 の 3 第 2 号)	☐ 昇降機以外の建築設備の構造方法（給湯器等）

図面名	根拠条文	明示すべき事項
仕様表	給排水配管設備管 (法第 36 条 令第 129 条の 2 の 4)	☐ 配管設備に用いる材料の種別
	建築材料の品質 (令第 72 条)	☐ コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別 ※適用されないが、考慮することが望ましい
	基礎の鉄筋の継手及び定着 (令第 73 条)	☐ 鉄筋の配置、径、継手及び定着方法 ※適用されないが、考慮することが望ましい
	基礎の鉄筋のかぶり厚さ (令第 79 条)	☐ 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ ※適用されないが、考慮することが望ましい
	基礎のコンクリートの強度及び養生 (令第 74 条 令第 75 条)	☐ コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 ※適用されないが、考慮することが望ましい
特記仕様書 標準図	基礎の型わくの除去 (令第 76 条)	☐ コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 ※適用されないが、考慮することが望ましい
	付近見取図に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	☐ 方位、道路及び目標となる地物
付近見取図	都市計画区域等に関する規定 (法第 3 章)	☐ 敷地の位置
	配置図に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	☐ 縮尺・方位
配置図	配置図に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1) 塀 (法第 20 条、令第 3 章第 4 節ほか)	☐ 縮尺・方位
		☐ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		☐ 延焼のおそれのある部分
		☐ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置
		☐ 擁壁の設置その他安全上適当な措置(法第 19 条第 4 項)
		☐ 土地の高低(法第 19 条第 1 項)、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		☐ 敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類(法第 42 条)
		☐ 下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路(法第 19 条第 3 項)

図面名	根拠条文	明示すべき事項
配置図	塀 (法第 20 条、令第 3 章第 4 節ほか)	☐ 組積造の塀の位置 (令第 3 章第 4 節)
		☐ 補強コンクリートブロック造の塀の位置 (令第 3 章第 4 節の 2)
		☐ 無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法 (令第 3 章第 7 節)
	水洗便所 (法第 31 条第 1 項)	☐ 排水ますの位置及び公共下水道の位置
	浄化槽 (法第 31 条第 2 項)	☐ 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
	給排水配管設備 (法第 36 条、令第 129 条の 2 の 4)	☐ 建築物の外部の給水タンク等の位置
		☐ 配管設備の種別及び配置
		☐ 給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く)、ガソリントankその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)
	くみ取便所、井戸 (法第 36 条)	☐ くみ取便所の便槽及び井戸の位置
	都市計画区域等に関する規定 (法第 3 章)	☐ 敷地の道路に接する部分及びその長さ
		☐ 用途地域の境界線
		☐ 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線
		☐ 防火地域の境界線
	第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離 (法第 54 条)	☐ 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線
		☐ 申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
		☐ 外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第 135 条の 22)に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積
		☐ 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ
	建築物の各部分の高さ (法第 56 条)	☐ 地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ
		☐ 地盤面の異なる区域の境界線
		☐ 後退緩和(令第 130 条の 12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
		☐ 道路斜線制限の緩和(法第 56 条第 2 項)に規定する後退距離

図面名	根拠条文	明示すべき事項
配置図	建築物の各部分の高さ (法第 56 条)	☐ 2 以上の前面道路がある場合(令第 132 条第 1 項若しくは第 2 項)又は前面道路の反対側に公園等がある場合(令第 134 条第 2 項)に規定する区域の境界線
		☐ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
		☐ 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
	地方公共団体が条例で定める規定 (法第 40 条など)	☐ 地方公共団体が条例で規定する基準への適合性審査に必要な事項
各階平面図	平面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	☐ 縮尺・方位
		☐ 間取、各室の用途及び床面積
	居室の採光 (法第 28 条第 1 項及び第 4 項)	☐ 居室の採光(法第 28 条第 1 項)に規定する開口部の位置及び面積
		☐ 敷地の接する道路の位置及び幅員並びに採光補正係数(令第 20 条第 2 項)に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅
		☐ 採光補正係数(令第 20 条第 2 項)に規定する水平距離
	シックハウス、換気設備 (法第 28 条の 2)	☐ 給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置
		☐ 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造
	階段 (法第 36 条、令第 23 条から第 26 条)	☐ 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造
	住宅用防災機器の設置・維持 (消防法第 9 条、第 9 条の 2)	☐ 住宅用防災機器の位置及び種類
		☐ 市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項
	居室の換気設備 (法第 28 条第 2 項から第 4 項)	☐ 居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
		☐ 給気機又は給気口の位置
		☐ 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
		☐ かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量
		☐ 火を使用する室に関する換気経路
	便所の窓又は換気設備 (法第 36 条、令第 28 条から第 31 条まで、第 33 条及び第 34 条(便所))	☐ 換気設備の有効換気量
		☐ 給気口又は給気機の位置

図面名	根拠条文	明示すべき事項
各階平面図	火気使用室以外に設ける換気設備 (法第 36 条、令第 129 条の 2 の 5)	☐ 給気口又は給気機の位置
		☐ 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
2 面以上の 立面図	立面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1)	☐ 給気口又は給気機の位置
		☐ 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
		☐ 給気口又は給気機の位置
	基礎、屋根ふき材等 (法第 20 条、令第 3 章第 2 節)	☐ 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
		☐ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
	採光補正係数 (法第 28 条第 1 項、第 4 項)	☐ 採光補正係数(令第 20 条第 2 項)に規定する垂直距離
	都市計画区域等に関する規定 (法第 3 章)	☐ 敷地境界線
		☐ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		☐ 壁面線
		☐ 門又は塀の位置及び高さ
		☐ 用途地域の境界線
		☐ 土地の高低
	建築物の各部分の高さ (法第 56 条)	☐ 前面道路の路面の中心の高さ
		☐ 地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
		☐ 道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合(令第 135 条の 2 第 2 項)、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第 135 条の 3 第 2 項)又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第 135 条の 4 第 2 項)の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置
		☐ 法第 56 条第 1 項から第 6 項までの規定による建築物の各部分の高さの限度
		☐ 前面道路の中心線
		☐ 擁壁の位置
		☐ 地盤面の異なる区域の境界線
		☐ 後退緩和(令第 130 条の 12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
		☐ 道路斜線制限の緩和(法第 56 条第 2 項)に規定する後退距離

図面名	根拠条文	明示すべき事項
2面以上の 立面図	建築物の各部分の高さ (法第56条)	☐ 2以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線
		☐ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
		☐ 北側の前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
	居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項)	☐ 給気機又は給気口の位置 ☐ 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
2面以上の 断面図	断面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐ 縮尺
		☐ 地盤面
		☐ 各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並び建築物の各部分の高さ
	基礎、屋根ふき材等 (法第20条 令第3章第2節)	☐ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
	床の防湿方法、階段の構造など (法第36条、令第2章第2節、第3節)	☐ 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法
		☐ 換気孔の位置
		☐ ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況
		☐ 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造
床面積求積図	容積率 (規則第1条の3第1項の表1、法第52条)	☐ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
		☐ 蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建蔽率 (法第53条)	☐ 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
敷地面積求積図	容積率、建蔽率 (法第52条 法第53条 法第53条の2)	☐ 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
地盤面積算定表	平均地盤面の算定 (規則第1条の3第1項の表1、令第2条第2項)	☐ 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
		☐ 平均地盤面を算定するための算式

図面名	根拠条文	明示すべき事項
構造詳細図	詳細図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐ 縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	基礎の構造 (法第20条 令第3章第2節)	☐ 令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 ※建築物の基礎の構造は、H12 建告第1347号第1に適合するものとし、適用除外とする場合は令第38条第4項に規定する構造方法への適合性審査に必要な図書を添付
	補強コンクリートブロック造の塀 (法第20条 令第62条の8)	☐ 塀の寸法、構造方法（控壁の構造方法含む）、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
		☐ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
	法第22条区域内の建築物の外壁 (法第22条)	☐ 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
	法第23条区域内の建築物の外壁 (法第23条)	☐ 延焼おそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法
給排水衛生・電気設備図	配置図、平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐ 縮尺・方位
		☐ 間取、各室の用途及び床面積
	水洗便所 (法第31条第1項)	☐ 排水ますの位置
	電気設備 (法第32条)	☐ 常用の電源の種類及び位置
	給排水その他配管設備の設置等 (法第36条 令第129条の2の4)	☐ 配管設備の種類、配置及び構造
		☐ 配管設備の末端の連結先
		☐ 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
		☐ 給水管の止水弁の位置
		☐ 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置
換気・採光計算書	居室の採光 (法第28条第1項及び第4項)	☐ 居室の採光(法第28条第1項)に規定する開口部の位置及び面積
		☐ 居室の床面積
		☐ 開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
	必要有効換気量の算出 (法第28条第2項から第4項)	☐ 必要有効換気量及びその算出方法

図面名	根拠条文	明示すべき事項
換気・採光計算書	換気回数の検討(シックハウス等対策) (法第 28 条の 2 令第 20 条の 7、8)	☐ 有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法
		☐ 換気回数及び必要有効換気量
がけの断面図	地方公共団体の条例による制限の附加 (法第 40 条 県条例第 8 条 細則第 1 条)	☐ 敷地とがけとの状況を示す断面図
令第 3 章第 7 節の 2 の規定 (平 13 国交告第 1540 号)が適用される建築物	階数 【告示第一】	☐ 階数が 3 以下
	表 1 の構造部材の種類に応じた規格 【告示第 2 第一号】 【告示第 2 第四号】	☐ 構造耐力上主要な部分に使用する枠組み材の品質は、表 1 の内構造部材の種類及び規格を使用構造材料一覧表(構造図)に記入
	表 2 の構造部材の種類に応じた規格 【告示第 2 第二号】	☐ 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、表 2 のうち構造部材の種類及び規格を使用構造材料一覧表(構造図)に記入 【告示第 2 第二号】
	表 3 の材料 【告示第 2 第三号】 【告示第 2 第四号】	☐ 表 1 及び表 2 以外の材料で、表 3 のうち使用する材料及び明示事項を使用構造材料一覧(構造図)に記入 必要に応じて大臣認定書並びに当該認定書別添を添付 【告示第 2 第三号】 【告示第 2 第四号】
	土台に関する事項 【告示第 3】	☐ ①1 階の耐力壁の下部には、土台を設ける ※ただし、地階を設ける等の場合であって、当該耐力壁の直下の床根太等を構造耐力上有効に補強したときは、この限りでない。 【告示第 3 第一号】 ☐ ②次により、基礎に径 12mm 以上で長さ 35cm 以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力を有するアンカーボルトで緊結 <u>(イ) アンカーボルトは、その間隔を 2m 以下として、かつ、隅角部及び土台の継ぎ手の部分に配置</u> <u>(ロ) 地階を除く階数が 3 の建築物のアンカーボルトは、(イ) に定める部分のほか、1 階の床に達する開口部の両端のたて桝から 15cm 以内の部分に配置</u> 【告示第 3 第二号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定(平13国交令第1540号)が適用される建築物	土台に関する事項 【告示第3】	□③土台の寸法は、 <u>桢組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 204, 205, 206, 208, 304, 306, 404, 406 若しくは 408 に適合するもの又は厚さ 38mm 以上で幅 89mm 以上のものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないもの</u> 【告示第3第三号】
	床版に関する事項 【告示第4】	□①床根太、端根太及び側根太の寸法は、 <u>桢組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 206, 208, 210, 212 若しくは 306 に適合するもの又は厚さ 38mm 以上で幅 140mm 以上のものであって、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないもの</u> 【告示第4第一号】
		□②床根太の支点間の距離は、8m 以下 ※ <u>床根太に桢組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 212 に適合するもの又は辺長比（当該床根太に使用する製材の厚さに対する幅の比をいう。）が 286/38 より大きい数値の製材を使用する場合（当該床根太を 2 以上緊結して用いる場合又は床根太の支点間の距離を 4.5m 未満とする場合を除く。）にあっては、3m 以下ごとに転び止を設ける</u> 【告示第4第二号】
		□③床根太相互及び床根太と側根太との間隔（以下「床根太間隔」という。）は、 <u>65cm 以下</u> 【告示第4第三号】
		□④床版に設ける開口部は、これを構成する床根太と同寸法以上の断面を有する床根太で補強 【告示第4第四号】 □⑤2 階又は 3 階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合においては、当該耐力壁の直下の床根太を、構造耐力上有効に補強 【告示第4第五号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定(平13国交令第1540号)が適用される建築物	床版に関する事項 【告示第4】	□⑥床材は、厚さ15mm以上の<u>構造用合板</u>若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ18mm以上の<u>パーティクルボード</u>又は<u>構造用パネル</u>(構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。)又はMDF ※ただし、床根太間隔を50cm以下とする場合においては、厚さ12mm以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ15mm以上のパーティクルボード、構造用パネル(構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級(床根太間隔が31cmを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級)のものに限る。)又はMDFと、床根太間隔を31cm以下とする場合においては、厚さ18mm以上の硬質木片セメント板とすることができる。 【告示第4第六号】
		□⑦床版の各部材相互及び床版の<u>枠組材</u>(床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。)と<u>土台</u>又は<u>頭つなぎ</u>(告示第5第十号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。)とは、表4の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の<u>緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結。</u> ※ただし、次のイ又はロに掲げる場合においては、この限りでない。 イ 接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、表4の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合 ロ 令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合。この場合において、同条同号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。 【告示第4第七号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定 (平13国交告第1540号)が適用される建築物	床版に関する事項 【告示第4】	□⑧(イ)から(ロ)の場合において、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第82条の6第二号及び第三号に定める構造計算によって、構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、①から⑦までは適用しない。 (イ) 2階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合 (ロ) 2階以上の床版に直交集成板を使用する場合 (ハ) 2階以上の階の床根太に軽量H形鋼規格に規定する形鋼又は第2第三号ロに規定する構造用鋼材(以下これらを総称して「軽量H形鋼」という。)を使用する場合 【告示第4第八号】
		□⑨①から⑧のほか、(イ)から(チ)に掲げる場合において、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、①から⑦までは適用しない。この場合において、令第82条第一号から第三号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行う (イ) 1階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合 (ロ) 床ばり又はトラスを用いる場合 (ハ) 床版に木質断熱複合パネルを使用する場合 (ニ) 床版に木質接着複合パネルを使用する場合 (ホ) 1階の床版に直交集成板を使用する場合 (ヘ) 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を使用する場合 (ト) 床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合 (チ) 1階の床根太に軽量H形鋼を使用する場合 【告示第4第九号】
		□⑩前二号に掲げるもののほか、大引き又は床つかを用いる場合において、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版に常時作用している荷重(固定荷重と積載荷重との和をいう。)によって生ずる応力度が、当該大引き又は床つか及びそれらの支持する床版の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめられたものについては、①から⑦までは適用しない。 【告示第4第十号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定 (平13国交告第1540号)が 適用される建 築物	壁等に関する事項 【告示第5】	☐ ①耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように、釣合い良く配置する。 この場合において、耐力壁の負担する鉛直力を負担する柱又は耐力壁以外の壁（常時作用している荷重（固定荷重と積載荷重との和をいう。）によって生ずる応力度が、当該柱又は耐力壁以外の壁の各断面の長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことが確かめられたものに限る。）を設ける場合においては、当該耐力壁に代えて当該柱又は耐力壁以外の壁を配置 【告示第5第一号】
		☐ ②2階部分又は3階部分に耐力壁を設けず当該部分を小屋裏とする場合においては、直下階の構造耐力上主要な部分が当該小屋裏の荷重を直接負担する構造とする。 【告示第5第二号】
		☐ ③耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式204, 205, 206, 208, 304, 306, 404, 405, 406, 408若しくは204Wに適合するもの又は厚さ38mm以上で幅89mm以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとする 【告示第5第三号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定 (平13国交告第1540号)が適用される建築物	壁等に関する事項 【告示第5】	□④各階の張り間方向及び桁行方向に配置する耐力壁又は準耐力壁等（間仕切壁、垂れ壁又は腰壁をいう。以下この号において同じ。）は、それぞれの方向につき、 1) 表一(本チェックリストにおいては表5という。以下同じ。)の耐力壁の種類欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表に掲げる倍率の欄に掲げる数値に、当該耐力壁(たて枠相互の間隔が50cmを超えるものに限る。)の長さを乗じて得た長さ(以下この号において、「表一(表5)の存在壁量」という。) 2) 表二(本チェックリストにおいては表6という。以下同じ。)の耐力壁の種類欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値に、当該耐力壁(たて枠相互の間隔が50cm以下のものに限る。)の長さを乗じて得た長さ(以下この号において「表二(表6)の存在壁量という。) 3) 表三(本チェックリストにおいては表7という。以下同じ。)の準耐力壁等の種類欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値に、当該準耐力壁等の長さを乗じて得た長さ の合計(以下「存在壁量」という。)が、次のイ及びロに掲げる数値以上になるように、設置しなければならない。 □イ 当該階の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置その他これに類するものを設ける場合にあっては、当該階の床面積に昭和56年建設省告示第1100号第三第2項に規定する小屋裏面積（以下このイにおいて「小屋裏面積」という。）を加えた面積に次の式により計算した数値を乗じて得た数値（以下「必要壁量」という。）。この場合において、表5の存在壁量及び表6の存在壁量の合計は、準耐力壁等においてたて枠の折損その他の脆性的な破壊によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の1/2以上としなければならない。 $Lw = (Ai \cdot Co \cdot \sum wi) / (0.0196 \cdot Afi)$ □ロ 当該階（当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見附面積（張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）から当該階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表四（本チェックリストにおいては表8という。以下同じ。）に掲げる数値を乗じて得た数値 【告示第5第四号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定(平13国交令第1540号)が適用される建築物	壁等に関する事項 【告示第5】	□⑤耐力壁線相互の距離は12m以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は40㎡以下とする。 ※ただし、<u>床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合にあっては、当該水平投影面積を60㎡（耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が1/2を超える場合にあっては72㎡）以下とすることができる。</u> 【告示第5第五号】
		□⑥外壁の耐力壁線相互の交さする部分（以下「交さ部」という。）には、長さ90cm以上の耐力壁を一以上設ける。 ※ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が90cm未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が4m以下のものを設けるときは、この限りでない。 【告示第5第六号】
		□⑦耐力壁のたて枠相互の間隔は、表7に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式206、306若しくは406に適合する製材又は厚さ38mm以上で幅140mm以上の製材を使用する耐力壁については、50cm（当該耐力壁を3階建ての建築物の3階、2階建ての建築物の2階又は平屋建ての建築物に用いる場合については、65cm）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式208若しくは408に適合する製材又は厚さ38mm以上で幅184mm以上の製材を使用する耐力壁については65cm以下）とする。 ※ただし、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が65cmを超えるときは、65cm）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。 【告示第5第七号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定(平13国交令第1540号)が適用される建築物	壁等に関する事項 【告示第5】	□⑧各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて桢を用いるものとし、当該たて桢は相互に構造耐力上有効に緊結 【告示第5第八号】
		□⑧（イ） 耐力壁のたて桢に桢組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 204, 205, 304, 405 又は 204W に適合する製材のみを使用し、かつ、当該たて桢相互の間隔を表 7 に掲げる数値以下とする場合にあっては、<u>当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式 204, 205 又は 304 に適合する製材を 3 本以上使用</u> ※ただし、同規格に規定する寸法型式 204W に適合する製材を 1 本使用したときは、同規格に規定する寸法型式 204 に適合する製材を 2 本使用したものとみなし、同規格に規定する寸法型式 405 に適合する製材を 1 本使用したときは、同規格に規定する寸法型式 204 に適合する製材を 3 本使用したものとみなす。 【告示第5第八号イ】
		□⑧（ロ） 耐力壁のたて桢に桢組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 206, 208, 306, 404, 406 又は 408 に適合する製材を使用し、かつ、当該たて桢相互の間隔を表 7 に掲げる数値以下とする場合にあっては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式 206, 208, 306, 404, 406 又は 408 に適合する製材を 2 本以上使用 【告示第5第八号ロ】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定 (平13国交告第1540号)が適用される建築物	壁等に関する事項 【告示第5】	□⑧(ハ) (イ) 及び (ロ) 以外の場合にあっては、次に定めるところによる。 (1) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 206 に適合する製材又は厚さが 38mm を超え、幅が 140mm を超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を 50cm 以下 (3 階建ての建築物の 3 階、2 階建ての建築物の 2 階又は平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠にあっては 65cm 以下) とする場合にあっては、当該耐力壁により構成される隅角及び交さ部に同規格に規定する寸法型式 206 に適合する製材を 3 本以上又は厚さが 38mm を超え、幅が 140mm を超える製材を 2 本以上使用 (2) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 208 に適合する製材又は厚さが 38mm を超え、幅が 184mm を超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を 65cm 以下とする場合において、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式 208 に適合する製材を 3 本以上 (3 階建ての建築物の 3 階、2 階建ての建築物の 2 階又は平屋建ての建築物にあっては 2 本以上) 又は厚さが 38mm を超え、幅が 184mm を超える製材を 2 本以上使用 【告示第5第八号ハ】
		□⑨屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠は、直下の床の枠組に金物 (くぎを除く。以下同じ。) 又は壁材で構造耐力上有効に緊結 【告示第5第九号】
		□⑩耐力壁の上部には、当該耐力壁の上枠と同寸法の断面を有する頭つなぎを設け、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結 ※ただし、当該耐力壁の上枠と同寸法以上の断面を有する床版の枠組材又は小屋組の部材 (たるき、天井根太又はトラスをいう。以下同じ。) を当該上枠に緊結し、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結する場合においては、この限りではない。 【告示第5第十号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定(平13国交令第1540号)が適用される建築物	壁等に関する事項 【告示第5】	□⑪耐力壁線に設ける開口部の幅は4メートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該耐力壁線の長さの4分の3以下としなければならない。 【告示第5第十一号】
		□⑫幅90cm以上の開口部の上部には、開口部を構成するたて枠と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによってささえられたまぐさを構造耐力上有効に設ける。 ※ただし、構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りでない。 【告示第5第十二号】
		□⑬筋かいには、欠込みをしない 【告示第5第十三号】
		□⑭壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（⑩ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下同じ。）又はまぐさ受けとは、表8の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ表8の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結 ※ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。 【告示第5第十四号】
		□⑮地階の壁は、一体の鉄筋コンクリート造（2以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。）とする。 ※ただし、直接土に接する部分及び地面から30cm以内の外周の部分以外の壁は、これに作用する荷重及び外力に対して、①及び③から⑮までの規定に準じ、構造耐力上安全なものとした枠組壁工法による壁とすることができる。 【告示第5第十五号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定(平13国交令第1540号)が適用される建築物	根太等の横架材に関する事項 【告示第6】	・構造図に以下を記入 床根太、天井根太その他の横架材には、その中央部付近の下側に構造耐力上支障のある欠込みをしない。 【告示第6】
	小屋組等に関する事項 【告示第7】	□①たるき及び天井根太の寸法は、<u>桝組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式 204, 205, 206, 208, 210, 212, 304 若しくは 306</u> に適合するもの又は厚さ 38mm 以上で幅 89mm 以上のものであって、かつ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとする。 【告示第7第一号】
		□②たるき相互の間隔は、<u>65cm 以下とする。</u>ただし、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものについては、たるき相互の間隔を 1m 以下とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。 【告示第7第二号】
		□③たるきには、<u>たるきつなぎを構造耐力上有効に設ける。</u> 【告示第7第三号】
		□④トラスは、これに作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全なものとする。 【告示第7第四号】
		□⑤たるき又はトラスは、<u>頭つなぎ及び上桝に金物で構造耐力上有効に緊結</u> ※ただし、たるき又はトラスと次に掲げる部材のいずれかとを金物で構造耐力上有効に緊結する場合においては、この限りではない。 (イ) 上桝 (第5⑩ただし書の規定により耐力壁の上桝とたるき又はトラスとを緊結する場合に限る。) (ロ) 上桝及び天井根太 (第5⑩ただし書の規定により耐力壁の上桝と天井根太とを緊結する場合に限る。) 【告示第7第五号】 □⑥小屋組は、<u>振れ止めを設ける等水平力に対して安全なものとする。</u> 【告示第7第六号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定 (平13国交告第1540号)が適用される建築物	小屋組等に関する事項 【告示第7】	□⑦屋根版は、風圧力その他の外力に対して安全なものとする。 【告示第7第七号】
		□⑧屋根版に使用する屋根下地材は、厚さ12mm以上の構造用合板等、厚さ15mm以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級ものに限る。）とする。 ※ただし、たるき相互の間隔を50cm以下とする場合においては、厚さ9mm以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板、厚さ12mm以上のパーティクルボード、構造用パネル（たるき相互の間隔が31cmを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）、MDF又は厚さ15mm以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が31cmを超える場合においては、厚さ18mm以上のものに限る。）とすることができる。 【告示第7第八号】
		□⑨小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ（第5⑩ただし書の規定により耐力壁の上枠と小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。）又は屋根下地材とは、次の表9の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結 ただし、次のイ又はロに掲げる場合においては、この限りでない。 イ 接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、表9の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合 ロ 令第82条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合。この場合において、同条同号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組み又は屋根版」と読み替えて計算を行う者とする。 【告示第7第九号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定 (平13国交告第1540号)が適用される建築物	小屋組等に関する事項 【告示第7】	□⑩令第82条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合（この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとする。）を除き、小屋の屋根又は外壁（以下「屋根等」という。）に設ける開口部の幅は2m以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅の1/2以下とする。 ※ただし、構造耐力上有効な補強を行った開口部であって 次のイからハまでに該当するものは、その幅を3m以下とすることができる。 （イ）小屋の屋根に設けられるものであること。 （ロ）屋根の端部からの距離が90cm以上であること。 （ハ）他の開口部からの距離が180cm以上であること。 【告示第7第十号】
		□⑪屋根等に設ける幅90cm以上の開口部の上部には、開口部を構成する部材と同寸法以上の断面を有するまぐさ受けによって支持されるまぐさを構造耐力上有効に設ける。 ※ただし、これと同等以上の構造耐力上有効な補強を行った場合においては、この限りでない。 【告示第7第十一号】
		□⑫母屋及び小屋つかを用いた小屋組とする場合又は木質断熱複合パネル若しくは木質接着複合パネルを用いた屋根版とする場合においては、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えて計算を行うものとする。 【告示第7第十二号】
		□⑬⑫のほか、屋根版に直交集成板を使用する場合においては、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第82条の6第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめる。 【告示第7第十三号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定 (平13国交告第1540号)が適用される建築物	小屋組等に関する事項 【告示第7】	□⑭⑫及び⑬のほか、天井根太に軽量H形鋼を使用する場合において、令第82条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第82条の6第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、①の規定は、適用しない。 【告示第7第十四号】
	防腐措置等に関する事項 【告示第8】	□①土台が基礎と接する面及び鉄網モルタル塗その他の壁の枠組材が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用する。 【告示第8第一号】
		□②土台には、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する防腐処理その他これに類する防腐処理を施した旨の表示がしてあるものを用いる。 ※ただし、同規格に規定する寸法型式404、406又は408に適合するものを用いる場合においては、防腐剤塗布、浸せきその他これに類する防腐措置を施したものをを用いることができる。 【告示第8第二号】
		□③地面から1m以内の構造耐力上主要な部分（床根太及び床材を除く。）に使用する木材には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じる。 【告示第8第三号】
		□④構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から30cm以内の外周の部分、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とするか、又は腐朽及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じる。 【告示第8第四号】
		□⑤腐食のおそれのある部分及び常時湿潤状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物には、有効なさび止めのための措置を講じる。 【告示第8第五号】

図面名	根拠条文	明示すべき事項
令第3章第7節の2の規定 (平13国交告第1540号)が適用される建築物	防腐措置等に関する事項 【告示第8】	□⑥構造耐力上主要な部分に薄板軽量形鋼又は軽量H形鋼を用いる場合にあつては、当該薄板軽量形鋼又は軽量H形鋼の表面仕上げは JISG 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）-1998 に規定するめっきの付着量表示記号 Z27 その他これに類する有効なさび止め及び摩損防止のための措置を講じたものとする。 ※ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。 （イ）薄板軽量形鋼又は軽量H形鋼を屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）及び湿潤状態となるおそれのある部分以外の部分に使用する場合 （ロ）薄板軽量形鋼又は軽量H形鋼に床材、壁材又は屋根下地材等による被覆その他これに類する有効な摩損防止のための措置を講じた場合 【告示第8第六号】

表 1

	構造部材の種類	規 格
(1)	土台，端根太，側根太，まぐさ，たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 600 号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級，一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級，一級若しくは二級，枠組壁工法構造用製材等規格第 1 部 4.4 に規定する MSR 枠組材の規格若しくは第 1 部 4.8 に規定する MSR たて継ぎ材の規格，単板積層材の日本農林規格（平成 20 年農林水産省告示第 701 号）に規定する構造用単板積層材の特級，一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成 19 年 農林水産省告示第 1152 号。以下「集成材規格」という。）第 5 条に規定する構造用集成材の規格若しくは第 6 条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格
(2)	床根太及び天井根太	(1)に掲げる規格，日本産業規格（以下「JIS」という。）G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）-1998 に規定する鋼板及び鋼帯の規格，JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）-1994 に規定する鋼板及び鋼帯の規格，JIS G 3321（溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）-1998 に規定する鋼板及び鋼帯の規格 JIS G 3322（塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）-1998 に規定する鋼板及び鋼帯の規格又は JIS G 3353（一般構造用溶接軽量H形鋼）-1990 に規定する形鋼の規格（鋼材の厚さが 2.3mm 以上 6mm 以下に係る部分に限る。以下「軽量H形鋼規格」という。） ※厚さ 2.3mm 未満の鋼板又は鋼帯を床根太，天井根太，耐力壁以外の壁の上枠，頭つなぎ，耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合は，当該鋼板又は鋼帯の厚さを 0.4mm 以上のものとし，かつ，冷間成形による曲げ部分（当該曲げ部分の内法の寸法を当該鋼板又は鋼帯の厚さの数値以上とする。）又はかしめ部分を有するもの（以下「薄板軽量形鋼」という。）としなければならない。
(3)	壁の上枠及び頭つなぎ	(2)に掲げる規格（軽量H形鋼規格を除く。耐力壁に使用する場合にあっては，（1）に掲げる規格に限る。）又は枠組壁工法構造用製材等規格に規定する甲種枠組材の三級若しくは乙種枠組材のコンストラクション若しくはスタンダード，甲種たて継ぎ材の三級若しくは乙種たて継ぎ材のコンストラクション若しくはスタンダード
(4)	壁のたて枠	(3)に掲げる規格（集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は枠組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格
(5)	壁の下枠	(3)に掲げる規格又は枠組壁工法構造用製材等規格に規定する乙種枠組材のユティリティ若しくは乙種たて継ぎ材のユティリティ

	構造部材の種類	規 格
(6)	筋かい	(3)に掲げる規格（(2)に掲げる規格（(1)に掲げる規格を除く。）及び集成材規格第 5 条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。）又は製材の日本農林規格（平成 19 年農林水産省告示第 1083 号）に規定する下地用製材の板類の一級

表 2

	構造部材の種類	材料の種類	規 格
(1)	屋外に面する部分 (防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。)に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。)に用いる壁材	構造用合板	合板の日本農林規格(平成 15 年農林水産省告示第 233 号。以下「合板規格」という。)に規定する特類
		化粧ばり構造用合板	合板規格に規定する特類
		構造用パネル	構造用パネルの日本農林規格(昭和 62 年農林水産省告示第 360 号。以下「構造用パネル規格」という。)に規定する一級, 二級, 三級又は四級
		パーティクルボード	JIS A 5908 (パーティクルボード) -1994 に規定する 18 タイプ, 13 タイプ, 24-10 タイプ, 17.5-10.5 タイプ若しくは 30-15 タイプ又は JIS A 5908 (パーティクルボード) -2015 に規定する構造用パーティクルボード(第十第 2 項第三号において「構造用パーティクルボード」という。)
		ハードボード	JIS A 5905 (繊維板) -1994 に規定するハードファイバーボードの 35 タイプ又は 45 タイプ
		硬質木片セメント板	JIS A 5404 (木質系セメント板) -2001 に規定する硬質木片セメント板
		フレキシブル板	JIS A 5430 (繊維強化セメント板) -2001 に規定するフレキシブル板
		パルプセメント板	JIS A 5414 (パルプセメント板) -1993 に規定する 1.0 板
		製材	製材の日本農林規格(平成 19 年農林水産省告示第 1083 号)に規定する下地用製材の板類の一級
		シーシングボード(以下「MDF」という。)	JIS A 5905 (繊維板) -1994 に規定する MDF30 タイプ(M タイプ、P タイプ)若しくは 25 タイプ(M タイプ、P タイプ)又は JIS A 5905 (繊維版) -2014 に規定する構造用 MDF(第十第 2 項第三号において「構造用 MDF」という。)
		ミディアムデンシティファイバーボード	JIS A 5905 (繊維板) -1994 に規定するミディアムデンシティファイバーボード 30 タイプ(M タイプ、P タイプ)
		火山性ガラス質複層板	JIS A 5440 (火山性ガラス質複層板(VS ボード)) -2000 に規定する HⅢ
		ラスシート	JIS A 5524 (ラスシート) -1994
(2)	常時湿潤状態とな	(1) に掲げる材料	(1) に掲げるそれぞれの規格(構造用合板及び化粧ばり構造用合板については、

	構造部材の種類	材料の種類	規 格
	るおそれのある部分及び (1) に掲げる部分以外の部分に用いる壁材	せっこうボード	合板規格に規定する 1 類を含む。) JIS A 6901 (せっこうボード製品) -2005 に規定するせっこうボード, 構造用せっこうボード A 種及び B 種並びに強化せっこうボード
(3)	床材又は屋根下地材	構造用合板	合板規格に規定する特類又は 1 類
		化粧ばり構造用合板	合板規格に規定する特類又は 1 類
		構造用パネル	構造用パネル規格に規定する一級, 二級, 三級又は四級
		パーティクルボード	JIS A 5908 (パーティクルボード) -1994 に規定 する 18 タイプ, 13 タイプ, 24-10 タイプ, 17.5-10.5 タイプ又は 30-15 タイプ
		硬質木片セメント板	JIS A 5417 (木片セメント板) -1992 に規定する 硬質木片セメント板
		MDF	JIS A 5905 (繊維板) -1994 に規定する MDF30 タイプ (M タイプ、P タイプ) 又は 25 タイプ (M タイプ、P タイプ)
		火山性ガラス質複層板	JIS A 5440 (火山性ガラス質複層板 (VS ボード)) - 2000 に規定する HIII

表 3

	材料	条件	明示事項等
イ	構造用鋼材のうち厚さ 2.3mm 未満の鋼板又は鋼帯したもの（床根太，天井根太，耐力壁以外の壁の上枠，頭つなぎ，耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合に限る。）	法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの	大臣認定番号 ※厚さ 2.3mm 未満の鋼板又は鋼帯を床根太，天井根太，耐力壁以外の壁の上枠，頭つなぎ，耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合は，当該鋼板又は鋼帯の厚さを 0.4mm 以上のものとし，かつ，冷間成形による曲げ部分（当該曲げ部分の内法の寸法を当該鋼板又は鋼帯の厚さの数値以上とする。）又はかしめ部分を有するもの（薄板軽量形鋼）としなければならない。
		規則第 8 条の 3 の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの	大臣認定番号 ※厚さ 2.3mm 未満の鋼板又は鋼帯を床根太，天井根太，耐力壁以外の壁の上枠，頭つなぎ，耐力壁以外の壁のたて枠及び耐力壁以外の壁の下枠に用いる場合は，当該鋼板又は鋼帯の厚さを 0.4mm 以上のものとし，かつ，冷間成形による曲げ部分（当該曲げ部分の内法の寸法を当該鋼板又は鋼帯の厚さの数値以上とする。）又はかしめ部分を有するもの（薄板軽量形鋼）としなければならない。
ロ	構造用鋼材のうち鋼材の厚さを 2.3mm 以上 6mm 以下としたもの（床根太及び天井根太に用いる場合に限る。）	法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの	大臣認定番号
		規則第 8 条の 3 の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの	大臣認定番号

	材料	条件	明示事項等
ハ	木質接着成形軸材料（平成 12 年建設省告示第 1446 号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。第四第九号へ及び第十第 2 項第一号において同じ。）	法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもので国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	大臣認定番号及び大臣認定書並びに当該認定書別添
		規則第 8 条の 3 の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの	大臣認定番号
		表 1 及び表 2 に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	平 12 建告第 1452 号又は平 13 国交告第 1024 号の該当号数
ニ	木質複合軸材料（平成 12 年建設省告示第 1446 号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。第四第九号へ及び第十第 2 項第一号において同じ。）	法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもので国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	大臣認定番号及び大臣認定書並びに当該認定書別添
		規則第 8 条の 3 の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの	大臣認定番号
		表 1 及び表 2 に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	平 12 建告第 1452 号又は平 13 国交告第 1024 号の該当号数

	材料	条件	明示事項等
ホ	木質断熱複合パネル（平成 12 年建設省告示第 1446 号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。）	法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもので国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	大臣認定番号及び大臣認定書並びに当該認定書別添
		規則第 8 条の 3 の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの	大臣認定番号
		表 1 及び表 2 に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	平 12 建告第 1452 号又は平 13 国交告第 1024 号の該当号数
ヘ	木質接着複合パネル（平成 12 年建設省告示第 1446 号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。第四第九号ニ及び第七第十二号において同じ。）（床版又は屋根版に用いる場合に限る。）	法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもので国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	大臣認定番号及び大臣認定書並びに当該認定書別添
		規則第 8 条の 3 の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの	大臣認定番号
		表 1 及び表 2 に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	平 12 建告第 1452 号又は平 13 国交告第 1024 号の該当号数
ト	直交集成板（平成 12 年建設省告示第 1446 号第 1 第二十三号に規定する直交集成板をいう。以下同じ。）（床版又は屋根版に用いる場合に限る。）	法第 37 条第一号の規定に適合するもの	JIS 規格番号又は JAS 規格番号
		法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの	大臣認定番号
		規則第 8 条の 3 の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの	大臣認定番号

	材料	条件	明示事項等
ト	直交集成板（平成 12 年建設省告示第 1446 号第 1 第二十三号に規定する直交集成板をいう。以下同じ。）（床版又は屋根版に用いる場合に限る。）	表 1 及び表 2 に掲げるものの以外の木材で国土交通大臣がその樹種，区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの	平 12 建告第 1452 号又は平 13 国交告第 1024 号の該当号数

表 4

	緊結する部分		緊結の方法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(1)	床根太と土台又は頭つなぎ		CN75	2 本	—	1 箇所当たり 1,100N
			CNZ75			
			CN65 CNZ65 BN75	3 本		
			BN65	4 本		
(2)	端根太又は側根太と土台 又は頭つなぎ	地階を除く階数が 3 の建築物 の 1 階	CN75	—	25cm 以下	1m 当たり 2,200N
			CNZ75		18cm 以下	
		その他の階	BN75	—	50cm 以下	1m 当たり 1,100N
			CN75 CNZ75 BN75	—	36cm 以下	
(3)	床版の枠組材と床材	床材の外周部分	CN50	—	15cm 以下	1m 当たり 2,800N
			CNZ50		10cm 以下	
		その他の部分	BN50	—	20cm 以下	1m 当たり 2,100N
			CN50 CNZ50 BN50	—	15cm 以下	

表 5

	耐力壁の種類			倍率	
	材料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数		くぎ又はねじの間隔
(1)	平成 15 年農林水産省告示第 233 号。以下「合板規格」という。)に規定する特類又は一類（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等という。」のうち厚さ 7.5 mm以上の一級若しくは厚さ 9 mm以上の二級、構造用パネルの日本農林規格（昭和 62 年農林水産省告示第 360 号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。表二（表 6）（四）及び（七）において同じ。）、ハードボード（JIS A 5905（繊維板）-1994 に規定するハードファイバーボードの 35 タイプ又は 45 タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ 7 mm以上のもの又はパーティクルボード（JIS A 5908（パーティクルボード）-1994 に規定する 18 タイプ、13 タイプ、24-10 タイプ、17.5-10.5 タイプ又は 30-15 タイプをいう。以下同じ。）若しくは MDF（JIS A 5905（繊維板）-1994 に規定する MDF30 タイプ（M タイプ、P タイプ）又は 25 タイプ（M タイプ、P タイプ）をいう。）のうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	3

	耐力壁の種類				倍率
	材料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(2)	構造用合板等のうち厚さ 7.5mm 以上 9mm 未満の二級又はハードボードのうち厚さ 5mm 以上 7mm 未満のものを片側全面打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	2.5
(3)	構造用せっこうボード A 種（JIS A 6901（せっこうボード製品）-2005 に規定するせっこうボード A 種をいう。以下同じ。）のうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1.7
(4)	構造用せっこうボード B 種（JIS A 6901（せっこうボード製品）-2005 に規定するせっこうボード B 種をいう。以下同じ。）のうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1.5
(5)	フレキシブル板（JIS A 5430（繊維強化セメント板）-2001 に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。）のうち厚さ 6mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45	1	壁材の外周部分は 15cm 以下、その他の部分は 30cm 以下	1.5
(6)	強化せっこうボード（JIS A 6901（せっこうボード製品）-2005 に規定する強化せっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1.3
(7)	せっこうボード（JIS A 6901（せっこうボード製品）-2005 に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1

	耐力壁の種類				倍率
	材料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(8)	シーリングボード（IS A 5905（繊維板）－1994 に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。）のうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	SN40	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1
(9)	(1) から (8) までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(1) から (8) までのそれぞれの種類	(1) から (8) までのそれぞれの本数	(1) から (8) までのそれぞれの間隔	(1) から (8) までのそれぞれの数値と (1) から (8) までのそれぞれの数値との和（7 を超えるときは、7）
(10)	厚さ 18mm 以上、幅 89mm 以上の筋かいを入れた耐力壁	CN65 CNZ65	下枠、たて枠及び上枠 2 本	1	0.5
		BN65	下枠、たて枠及び上枠 3 本		
(11)	(1) から (9) までに掲げる耐力壁と(10)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(1) から (10) までのそれぞれの種類	(1) から (10) までのそれぞれの本数	(1) から (10) までのそれぞれの間隔	(1) から (9) までのそれぞれの数値と (10) の数値との和（7 を超えるときは、7）

1 この表において、SF45、CN50、CN65、CNZ50、CNZ65、BN50、BN65、GNF40 及び SN40 は、それぞれ JIS A5508 (くぎ) -2005 に規定する SF45、CN50、CN65、CNZ50、CNZ65、BN50、BN65、GNF40 及び SN40 を、WSN は、JIS B1112 (十字穴付き木ねじ) -1995 に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ 3.8mm 及び 32mm 以上のものを、DTSN は、JIS B1125 (ドリリングタッピングねじ) -2003 に適合するドリリングタッピングねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、4.2mm 及び 30mm 以上のものを表すものとする。表二 (表 6) において同じ。

2 (10) に掲げる耐力壁にあっては、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が 1 箇所当たり 1100N 以上であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。

3 (10) に掲げる耐力壁にあっては、横架材の上端の相互間の垂直距離が 3.2m を超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によって計算した数値 (当該数値が 1 を超える場合にあっては、1) を乗ずることとする。

$$\alpha h = 3.5 \times Ld / Ho$$

この式において、 αh 、 Ld 及び Ho は、それぞれ次の数値を表すものとする。

αh 倍率の欄の数値に乘ずる値

Ld 筋かいの水平投影長さ (単位 mm)

Ho 横架材の上端の相互間の垂直距離 (単位 mm)

表 6

	耐力壁の種類				倍率
	材料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(1)	構造用合板等のうち厚さ 12 mm以上の一級若しくは二級又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級，二級，三級のものに限る。（5）において同じ。）のうち厚さが 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	CN65 CNZ65	1	壁材の外周部分は 5cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	4.8
(2)	構造用パーティクルボード又は構造用 MDF を片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50	1	壁材の外周部分は 5cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	4.8
(3)	構造用合板等のうち厚さ 12mm 以上の一級又は二級を片側全面打ち付けた耐力壁	CN65 CNZ65	1	壁材の外周部分は 7.5cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	4.5
(4)	構造用合板等のうち厚さ 9mm 以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが 9mm 以上のものを片側全面打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50	1	壁材の外周部分は 5cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	3.7
(5)	構造用合板等のうち厚さ 12mm 以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが 12mm 以上のものを片側全面打ち付けた耐力壁	CN65 CNZ65	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	3.5
(6)	構造用合板等のうち厚さ 9mm 以上の一級を片側全面打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	3.5

	耐力壁の種類				倍率
	材料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(7)	構造用合板等のうち厚さ 7.5mm 以上 9mm 未満の一級若しくは厚さ 9mm 以上の二級、ハードボードのうち厚さ 7mm 以上のもの、パーティクルボード又は MDF のうち厚さ 12mm 以上のもの、構造用パーティクルボード、構造用 MDF 又は構造用パネルを片側面打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	3
(8)	構造用合板等で厚さ 7.5mm 以上 9mm 未満の二級、ハードボードで厚さ 5mm 以上 7mm 未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さが 12mm 以上のものを片側面打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	2.5
(9)	フレキシブル板のうち厚さ 6mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45	1	壁材の外周部分は 15cm 以下、その他の部分は 30cm 以下	2
(10)	パルプセメント板（JIS A 5414（パルプセメント板）-1993 に規定する 1.0 板をいう。）のうち厚さ 8mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	2
(11)	構造用せっこうボード A 種のうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1.7
(12)	構造用せっこうボード B 種のうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1.5

	耐力壁の種類				倍率
	材料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(13)	厚さ 13mm 以上、幅 21cm 以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50	下枠、たて枠及び上枠 2 本	1	1.5
		BN50	下枠、たて枠及び上枠 3 本		
(14)	強化せっこうボードのうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1.3
(15)	せっこうボードのうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	GNF40 SF45 WSN DTSN	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1
(16)	ラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ 0.4mm 以上、メタルラスは厚さ 0.6mm 以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50 BN50	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1
(17)	シーリングボードのうち厚さ 12mm 以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	SN40	1	壁材の外周部分は 10cm 以下、その他の部分は 20cm 以下	1
(18)	厚さ 13mm 以上、幅 21cm 以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	CN50 CNZ50	下枠、たて枠及び上枠 2 本	1	0.5
		BN50	下枠、たて枠及び上枠 3 本		
(19)	(1) から (18) までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁	(1) から (18) までのそれぞれの種類	(1) から (18) までのそれぞれの本数	(1) から (18) までのそれぞれの間隔	(1) から (18) までのそれぞれの数値と (1) から (18) までのそれぞれの数値との和（7 を超えるときは、7）

	耐力壁の種類				倍率
	材料	緊結の方法			
		くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	
(20)	厚さ 18mm 以上、幅 89mm 以上の筋かいを入れた耐力壁	CN65 CNZ65 BN65	下枠、たて枠及び上枠 2 本 下枠、たて枠及び上枠 3 本	1	0.5
(21)	(1) から (19) までに掲げる耐力壁と (20) に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	(1) から (20) までのそれぞれの種類	(1) から (20) までのそれぞれの本数	(1) から (20) までのそれぞれの間隔	(1) から (19) までのそれぞれの数値と (20) の数値との和 (7 を超えるときは、7)

1 (20) に掲げる耐力壁にあっては、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が 1 箇所当たり 1100N 以上であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。

2 (20) に掲げる耐力壁にあっては、横架材の上端の相互間の垂直距離が 3.2m を超える場合は、倍率の欄に掲げる数値に次の式によって計算した数値（当該数値が 1 を超える場合にあっては、1）を乗ずることとする。

$\alpha h=3.5\times Ld/Ho$

この式において、 αh 、 Ld 及び Ho は、それぞれ次の数値を表すものとする。

αh 倍率の欄の数値に乘ずる値

Ld 筋かいの水平投影長さ（単位 mm）

Ho 横架材の上端の相互間の垂直距離（単位 mm）

3 2 以上の項に該当する場合は、これらのうち倍率の欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

表 7

	耐力壁の種類	倍率
(1)	表一（表 5）の(1)、(2)、(6)若しくは(7)又は表二（表 6）の(1)から(8)まで、(14)若しくは(15)の材料の欄に掲げる材料を、表一（表 5）又は表二（表 6）の緊結の方法の欄に掲げる方法によって、壁の枠組の片側全面に打ち付けた間仕切壁	表一（表 5）又は表二（表 6）の倍率の欄に掲げる数値に 0.6 を乗じて得た数値
(2)	表一（表 5）の(1)、(2)、(6)若しくは(7)又は表二（表 6）の(1)から(8)まで、(14)若しくは(15)の材料の欄に掲げる材料を、表一（表 5）又は表二（表 6）の緊結の方法の欄に掲げる方法によって、壁の枠組の片側に高さ 36cm 以上となように打ち付けた垂れ壁及び腰壁（壁の高さが横架材間内法寸法の 8/10 未満である場合にあっては、当該壁の長さは 2m 以上とし、かつ、両側の耐力壁の枠組のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって壁の枠組の片側全面打ち付けた壁を有するものとする。）	表一（表 5）又は表二（表 6）の倍率の欄に掲げる数値に 0.6 を乗じて得た数に。壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じて得た数値
(3)	(1)の壁をそれぞれ両面に設けた準耐力壁等	(1)の数値の 2 倍（当該数値が 3 を超える場合は 3）
(4)	(2)の壁をそれぞれ両面に設けた準耐力壁等	(2)の数値の 2 倍
1 この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合にあっては、壁の高さはそれぞれの壁の高さの和とする 2 (1)又は(3)の倍率の欄に掲げる数値が 1.5 を超える場合にあっては、当該準耐力壁等の周辺を有効に補強しなければならない。		

表 8

	区域	見付面積に乗ずる数値（単位 1cm/m ² ）
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定した区域	50 を超え、75 以下の範囲において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定めた数値
(2)	(1)に掲げる区域以外の区域	50

表 9

	緊結する部分		緊 結 の 方 法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(1)	たて枠と上枠又は下枠		CN90 CNZ90	2 本	—	1 箇所当たり 1,000N
			CN75 CNZ75 BN90 CN65 CNZ65 BN75	3 本		
			BN65	4 本		
(2)	下枠と床版 の枠組材	3 階建ての建築物の 1 階	CN90 CNZ90	—	25cm 以下	1m 当たり 3,200N
			BN90	—	17cm 以下	
		その他の階	CN90 CNZ90	—	50cm 以下	1m 当たり 1,600N
			BN90	—	34cm 以下	
(3)	上枠と頭つなぎ		CN90 CNZ90	—	50cm 以下	1m 当たり 1,600N
			BN90	—	34cm 以下	
(4)	たて枠とたて枠又はまぐさ受け		CN75 CN75	—	30cm 以下	1m 当たり 2,200N
			BN75	—	20cm 以下	

表 1 0

	緊結する部分		緊 結 の 方 法			許容せん断耐力
			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	
(1)	たるきと天井根太		CN90 CNZ90	3 本	—	1 箇所当たり 2,400N
			CN75 CNZ75	4 本		
			BN90 BN75	5 本		
(2)	たるきとむなぎ		CN75 CNZ75	3 本	—	1 箇所当たり 1,700N
			BN75	4 本		
(3)	たるき, 天井根太又はトラスと頭つなぎ		CN75 CNZ75	2 本	—	1m 当たり 1,100N
			CN65 CNZ65 BN75 BN65	3 本	—	
(4)	たるき又はトラスと屋根下地材	屋根下地材の外周部分	CN50 CNZ50	—	15cm 以下	1m 当たり 2,600N
			BN50	—	10cm 以下	
		その他の部分	CN50 CNZ50	—	30cm 以下	1m 当たり 1300N
			BN50	—	20cm 以下	

省エネ（仕様基準）

※1 JIS 等に基づく試験成績書や計算書、業界団体等による試験成績書又は製造者による自己適合宣言書などが添付されている場合は、明示不要です。

※2 地域区分 4（豊田市（旧稲武町に限る。）、設楽町（旧津具村）及び豊根村）については、明示不要です。

※3 愛知県の地域区分はこちらからご確認ください。「<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/313263.pdf>」

図面名	根拠条文	明示すべき事項
設計内容説明書	設計内容説明書に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2)	☐ 建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる基準に適合するものであることの説明
配置図	配置図に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2)	☐ 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
仕様書(仕上げ表を含む。)	仕様書に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2) 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成 28 年国土交通省告示第 266 号)	☐ 部材の種別及び寸法
		☐ エネルギー消費性能確保設備の種別
		（外皮）
		☐ 部位の断熱材の熱抵抗値又は部位の熱貫流率
		☐ 開口部の熱貫流率※1
		☐ 窓の日射熱取得率※1 ※2
		☐ ガラスの日射熱取得率※1 ※2
		（空気調和設備）
		☐ 暖房方式
		☐ 暖房設備の種類及びその効率
		☐ 冷房方式
		☐ 冷房設備の種類及びその効率
		（空気調和設備以外の機械換気設備）
		☐ 比消費電力
		☐ 換気方式
		☐ ダクトの内径
		☐ 電動機の仕様
		（照明設備）
		☐ 非居室の照明設備の種類
		（給湯設備）
		☐ 給湯機の種類
		☐ 給湯機の効率等

図面名	根拠条文	明示すべき事項
各階平面図	各階平面図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 各室の名称及び天井の高さ
		☐ 開口部の構造
		☐ エネルギー消費性能確保設備の位置
	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成28年国土交通省告示第266号)	☐ 建築物の種類(建て方)
		☐ 仕様基準の対象部位
		☐ 部位の構造及び工法
		☐ 断熱材の施工法
用途別床面積表	用途別床面積表に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 付属部材の有無※2
		☐ 用途別の床面積
立面図	立面図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 外壁の位置
		☐ エネルギー消費性能確保設備の位置
	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準 (平成28年国土交通省告示第266号)	☐ ひさし、軒等の有無※2
断面図又は矩計図	断面図又は矩計図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 外壁及び屋根の構造
		☐ 小屋裏の構造
		☐ 各階の天井の構造
		☐ 床、床下及び基礎の構造
各部詳細図	各部詳細図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	☐ 縮尺
		☐ 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
機器表	機器表に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表2)	(空気調和設備)
		☐ 空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		(空気調和設備以外の機械換気設備)
		☐ 空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		(照明設備)
		☐ 照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

図面名	根拠条文	明示すべき事項
機器表	機器表に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2)	(給湯設備) ☐ 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		☐ 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		☐ 節湯器具の種別、位置及び数
		(空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備) ☐ 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法